

第30回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年1月27日 開会
平成29年1月27日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年1月27日 第30回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後3時34分

閉会 午後4時17分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	11番 森秀幸	12番 村岡秀樹
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐(振興係長)	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

4 議事内容 午後3時34分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第30回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号12番村岡委員、1番佐藤委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 それでは次に移ります。日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成29年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の4件であります。次のページをご覧ください。次の3件につきましては、借主が農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うための解約であります。

1件目。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成28年12月1日に賃貸借されましたが、平成28年12月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

2件目。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成15年4月1日に賃貸借されましたが、平成28年12月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

3件目。賃貸人は、北町に住所を有する方。賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年6月1日に賃貸借されましたが、平成28年12月29日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農地を売買するための解約であります。

4件目、賃貸人は、幾千世に住所を有する方。賃借人は、幾千世に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成19年2月19日に賃貸借されましたが、平成29年1月12日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に移ります。日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借3件と使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。それでは、はじめに所有権移転案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件3件、使用貸借案件1件でございます。番号27番。譲渡人は、幾千世に住所を有する方。譲受人は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、5筆合わせまして24,266平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、離農により農地を売り渡す。譲受人は、農地を取得することにより規模拡大され経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案2ページめくっていただき、3条番号27の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の廣富委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○廣富委員長 番号27番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農地を取得することにより規模拡大され経営の安定を図る内容であり、1月18日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号27番について採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号27番については、原案のとおり決定いたしました。次に利用権設定案件について審議いたしますが、番号30番については、議席番号5番大坂委員が役員になっている法人が権利設定者となっておりますので、はじめに番号28番と29番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号28番。貸主は、幕別町に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方で

す。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、13筆合わせまして54,086平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年1月30日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲（継承）を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

番号29番。貸主は、北町に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、10筆合わせまして126,345平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年1月30日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、農業者年金基金法に定める経営移譲（継承）を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案1ページめくっていただき、3条番号28、29の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号28番について、地区担当委員は私であります、代わって地区担当委員長の木南委員長から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号28番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲等を受けるため新たに賃貸借する内容であり、1月16日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号29番について、地区担当委員の石森委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号29番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲等を受けるため新たに賃貸借する内容であり、1月9日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号28番と29番について採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号28番と29番については、原案のとおり決定いたしました。次に番号30番について審議いたしますが、番号30番については、議席番号5番、大坂委員が役員になっている法人が権利設定者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により審議開始から終了まで退席を求めます。審議終了後に入室・着席していただきます。ここで暫時休憩

いたします。

(大坂委員退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号30番。貸主は、吉野に住所を有する方。借主は、大平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、5筆合わせまして208,056平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成29年1月30日から平成33年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案3ページめくっていただき、3条番号30の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員は大坂委員であります。議事参与の制限により、代わって村岡委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○村岡委員 番号30番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、1月21日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号30番について採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号30番については、原案のとおり決定いたしました。ここで5番大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○前田事務局長 議案第1号の番号30番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に議案第1号の番号31番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号31番。貸主は、美園に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、23筆合わせまして293,369.57平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成29年1月30日から平成39年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により申請地を借り受

けるものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案3ページをめくっていただき、3条番号31の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員は私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号31番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲及び経営継承を行うため使用貸借により申請地を借り受ける内容であり、1月16日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号31番について採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号31番については、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件は、売買3件の所有権移転案件と賃貸借1件、使用貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。はじめに所有権移転案件について審議いたしますが、番号31番については、議席番号9番高木委員の同居の親族に関する案件ですので、番号29番と30番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成29年1月27日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきましてご説明申し上げます。売買案件3件、賃貸借案件1件、使用貸借案件1件の内容であります。

番号29番。所有権の移転を受ける者は、共栄に住所を有する方。所有権の移転をする者は、北町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして68,763平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成29年1月30日。対価の支払期限は、平成29年8月31日。土地の引渡時期は、平成29年1月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方

法は、口座振込です。

番号30番。所有権の移転を受ける者は、共栄に住所を有する方。所有権の移転をする者は、北町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして29,906平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成29年1月30日。対価の支払期限は、平成29年8月31日。土地の引渡時期は、平成29年1月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案次ページに番号29、30の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。森委員。

○森委員 番号29、30について、土地条件はどのような状況だったのか。例えば、地域全体として良い方なのかその辺について教えてください。

○小川議長 ただ今、森委員から畑の条件についてお聞かせ願いたいということだと思っております。大坂委員長。

○大坂委員長 この条件につきましては、下地区でここ何年か調整をしてきた中でも、特に良い方だということで調整をさせていただきました。金額的には私も委員会に入って6年目ですが、初めての数字であります。以上です。

○小川議長 森委員よろしいですか。

○森委員 はい。

○小川議長 それでは他に質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号29番と30番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号29番と30番は、原案のとおり決定いたしました。次に番号31番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号9番高木委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(高木委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号31番。所有権の移転を受ける者は、下浦幌に住所を有する方。所有権の移転をする者は、下浦幌に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、6筆合わせまして258,762平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成29年1月30日。対価の支払期限は、平成29年8月31日。土地の引渡時期は、平成29年1月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案1ページめくっていただき、番号31の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号31番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号31番は、原案のとおり決定いたしました。ここで9番 高木委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(高木委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○前田事務局長 議案第2号の番号31番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に利用権設定案件について審議いたします。はじめに番号32番について審議いたしますが、番号32番につきましては、議席番号3番高橋委員が権利設定者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により審議開始から終了まで退席を求めます。審議終了後に入室・着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(高橋委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号32番。利用権の設定等を受ける者は、朝日に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、朝日に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして75,382平方メートル。実耕作面積は、74,134平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成29年1月30日から平成39年1月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日までの口座振込です。議案1ページをめくっていただき、番号32の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号32番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号32番は、原案のとおり決定いたしました。ここで3番高橋委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(高橋委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○前田事務局長 議案第2号の番号32番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に番号33番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号33番。利用権の設定等を受ける者は、朝日に住所を有する方。利用権の設定等をする者は、朝日に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2,041平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、使用貸借で価格は発生しません。利用権の時期は、平成29年1月30日から平成39年11月30日までの10年間です。議案1ページめくっていただき、番号33の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号の番号33番について採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の番号33番は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第30回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後4時17分閉会

平成29年1月27日